



臨技の行う採血と法律問題(補遺)

名誉会員 佐藤 乙一

本紙 8 月号で臨技の行う採血問題について簡単に紹介させていただいた。

ただ紙面の都合上十分意を尽し得なかったので再度お許しをいただいて可能な限り「である式、話し言葉」で補足させていただくこととした。

◆ **刑事問題：** いま検査科でなぜ採血が問題になっているのか。それはとりもなおさず針やメスを使う仕事だからである。「針・メス⇒一歩誤れば医療過誤」となれば刑法による罰金か懲役または禁固が待っている。公務員等なら起訴(裁判にかけられる)されれば休職、刑罰内容によっては停職や懲戒免職で職を失い犯人・前科者の烙印が押される」という構図を画く。免職の場合には退職金も出ない。ある文献で専門医はいう「産婦人科の医師不足というけれどあと 10 年も経ったら外科の医者は居なくなる」と。言い得て妙である。他の文献や新聞も「メス医業には何かあれば警察がすぐ手を伸ばす」とも。ちょっとしたことでもすぐ起訴問題になりやすいと嘆く。臨床検査で問題になるのが採血のほか血液型検査。型誤判による異型輸血だ。

◆ **民事問題：** 医療過誤にはもう一面被害者への損害賠償という課題がある。こちらは刑事事件と異なり大体金銭で結着がつく。ある病院の訟務担当者が言っていた「いま医療過誤で民事訴訟といえれば損害賠償はまず 2 千万円が普通。1 病院で訴訟問題を 3~4 件も抱えたら大変なことです」と。なるほど最近臨技等の採血ミス事案では 2 千万円前後という賠償が多い。2 千万円といえば中堅技師の退職金がふっ飛ば勘定。事案が故意(悪事を承知)でない場合は使用者責任で病院側が支払うこととなっているが、最近は本人にも担当分を負担させる例もあり。内容により求償権といって法的に何%か返還させることもある。

ある技師長氏の話「長い間採血に関わってきたから採血には老若男女に対し自信がある。だが採血後何かクレームをつけられるとゾッとす」。いまの風調は「兎に角気に入らないとひとこと」という傾向が強い。やはりお金か。

◆ **対策：** 一つは「騒ぎ得」対策。訴えるとおどかして金一封をねらい水面下でいいがかりをつける例もある。医療側にミスがなければき然たる態度でのぞみ萎縮は禁物だ。万一ミスを犯したときの対策には示談(直接話して合意)や裁判官の力を借りて行う和解という方法もあるが、この説明は省略する。その解決策は別として、いざ金で解決となれば 2 千万円だけではない。時に慰謝料も。それから高額なのは弁護士料だ。通常相談料が 30 分で 5 千円以上。

一方刑事問題で考えると医療過誤とされ、警察沙汰になったからといって全例が<警察⇒検察⇒裁判>という経路を歩むとは限らない。

◇ **微罪処分・起訴猶予・不起訴：** という制度がある。医療過誤といってもそこにはピンからキリまであってその現象は限りなく広い。なかには微細な事実でたしかに法律違反ではあるが罰するほどではないという事案(後例)も多い。また犯罪ではあっても証拠不十分という例もある。これらの事案は警察と検察庁が協議しそこで事案の内容により前記三法のいずれかをあてはめて打ち切ってしまう一件落着とする。

これを著者は俗称<特別の場合>と説明している。別にこの用語には法的根拠はないし、求めてもない。

◇ **民事事件が灰色？：** ここまで言いきってしまうと言いきりか分からないが事件はもとより白か黒しかないが、時にその事件の内容がはっきりしないことがある。よく引例されるのが交通警察官と車の運転士。信号の赤青論争がそれだ。真実は神のみが知る。これは刑事事件の 1 つであるが、民事事件には灰色と思われるような事実が散見され、このとき裁判官は<蓋然性>という用語を用いて判決することがある。この蓋然性についてわが国の代表的な辞書の 1 つ広辞苑は「ある事が実際に起るか否かの確実さの度合」といい、中央法規の医学法律用語辞典は「あるいはそうであろうとし裁判官の自由心証主義の範囲で・・・疑いを挟まない程度」小学館の JAPONICA は「確実ではないが多分そうであろうは蓋然的、その性質を蓋然性という」としている。

以下紙面の許す限り報道事業を紹介しよう

◆ **例 1. 無資者の生理検査は無責：** 昭 55.6.16 日号毎日新聞が大々的に報道。その事実は日本中の多病院に及ぶ。警察、検察が捜査するも人身事故はゼロ。初犯でもあり警察から各病院に厳重注意し起訴せず一件落着。日臨技も大変だった。

◆ **例 2. 選挙違反事件で起訴猶予：** 本年 9 月 15 日付朝日新聞全国版、民主党議員の選挙違反事件で 2 人が逮捕されていたが、違法性はあるが薄いと検察庁が判断、2 人は起訴猶予となった。

◆ **例 3. 蓋然性で推認補強：** 無痛分娩希望訪院、麻酔注射部が化膿、神経も損傷。ブドウ球菌 (+) 医師は看護婦に「注射器消毒は完全だったか」と話したのを被害者が聞き裁判で証言。裁判官は蓋然性で推認を補強、被告は地裁で負け高裁で勝ち。最高裁はこれを支持した。(昭 39.)

◆ **終わりに：** 衛技法施行以来現在までに臨衛技が検査過誤(除採血)で罰金等を科せられたのは数例程度とみられ、民事による損害賠償等の例も多くはないように思う。しかし、示談や和解の水面下解釈は時に発生していると思われるが把握の方法がない。